

建設事業者 様

契約検査課長 田中正己

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び  
監理技術者を補佐する者の豊橋市及び豊橋市上下水道局発注工事における  
取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理  
技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の  
取扱いについて、下記のとおりとします。

## 記

### 1 用語の定義

#### (1) 特例監理技術者

発注者から直接受注した特定建設業者が、監理技術者を専任で置くことが必要  
となる工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置き、監理技術者  
を複数の工事現場で兼務させる場合、当該監理技術者のことをいう。

#### (2) 監理技術者補佐

監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、  
学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技  
術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に  
求める技術検定種目と同じであること。

### 2 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、  
「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格  
者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監  
理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術  
者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件まで  
とする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の受注者と締結する契約工期の重  
複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工

作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、施工箇所が豊橋市内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、豊橋市建設工事に係る低入札価格調査等実施要領第4条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
- (10) 特例監理技術者は、前年度豊橋市、豊橋市上下水道局と契約した工事の成績において、現場代理人、主任技術者、監理技術者として70点未満の工事成績の担当者でないこと。
- (11) 現場の安全管理体制については、「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日厚生省基発第267号の2)において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者であること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

- 3 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、監理技術者兼務届に加えて、(6)～(8)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書又は変更施工計画書を提出すること。
- 4 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
- 5 監理技術者兼務届、現場代理人等通知書の様式については、別紙-2及び別紙-3とする。
- 6 令和3年11月1日以降に公告・指名通知を行う工事について、適用する。なお、既工事については、令和3年10月31日以前のものについても適用可とする。

契約検査課 担当 神藤 (2098)